政令第百九十八号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十九号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項の旅行に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百一号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数でこの政令の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗